

平成27年度交通災害共済 加入者を募集します

交通災害共済は、県内の市町が共同で設立した組合が運営し、交通事故による死亡や傷害などに対して見舞金を支給する共済制度です。万が一に備えて家族そろって加入しましょう。

▼対象 市内在住、在勤、または在学の方

▼共済掛金 1人500円

▼共済期間 平成27年4月1日～平成28年3月31日

▼対象 国内の道路などで、自転車・自動車などに乗っていて衝突、接触、転落する、または歩行中これらの乗り物にはねられたり、ひかれたりする事故

▼加入方法

【口座振替者の継続加入】

振替口座の登録が完了している方には、組合から直接「口座振替のお知らせ」が届きます。



が送付されます。本年度の入入内容を記載していただきますので、確認の上、12月26日(金)までに手続きしてください。

ア 内容に変更なし↓手続き不要
イ 内容に変更あり(追加加入・脱退など)↓加入状況変更届を提出

※住所変更をした方も加入状況変更届の提出が必要

ウ 口座変更↓通帳と届出印を持参し、口座振替届出書提出

▼口座振替日 平成27年3月2日(月)

【現金加入者の継続加入と新規加入】

本年度の加入者で口座振替の登録が完了していない方には、組合から直接、継続加入のお願いと加入申込書が送付されます。継続加入する方は申込書に記入の上、次のものを持参してください。新規加入の方も次のものを持参の上、手続きしてください。

《災害の程度と見舞金額》

等級	災害の程度	見舞金額
1	死亡	100万円
2	医師の治療を要する傷害で	入院治療151日以上の場合
3		20万円
4		治療実日数121日以上、内入院治療61日以上の場合
5		12万円
6		治療実日数91日以上の場合
7		10万円
8		治療実日数61日以上の場合
		治療実日数31日以上の場合
	治療実日数7日以上の場合	
	治療実日数3日以上の場合	
		8万円
		6万円
		5万円
		4万円

※自動車安全運転センター所長の交通事故証明書が得られない場合の見舞金は、5等級を限度とする。ただし、死亡の場合は2等級を支給する。

・共済掛金(500円×加入者数)
・口座振替する金融機関の通帳と届出印(口座振替は平成28年度から)
▼その他
・各種届出用紙および申込書は問合せ窓口で交付
・加入者証は、組合から直接加入者に送付
《申込み・問合せ》生活環境課
☎21-9001または各支所市民福祉係

轟住宅、森本住宅の 入居者を募集中(随時募集)

入居希望者を先着順で受け付けます。その他の住宅も随時申込みを受け付けています。

《問合せ》建築住宅課☎21-9018

▼入居資格 次の要件を全て満たす方

- ①現に同居し、または同居しようとする親族がある(单身不可)
- ②入居者および同居者の合計収入が基準内である
一般世帯…収入月額158,000円以下
裁量階層…収入月額214,000円以下
※収入月額とは(世帯全員の年間総所得金額-控除合計金額)÷12カ月
※裁量階層世帯とは、高齢者世帯、障害者世帯、小学校就学前の子がいる世帯など
※轟、森本住宅では、裁量階層世帯を拡充しています(中学校卒業までの子がいる世帯や夫婦の年齢の合計が70歳未満で婚姻後2年以内の世帯)。
- ③現に住宅に困窮していることが明らか
- ④市町村税を滞納していない
- ⑤入居する方が暴力団員などでない
- ⑥連帯保証人を準備できる

▼申込み

建築住宅課住宅管理係または各支所地域振興係

轟住宅



家賃 29,100円～

- ▽所在：竹野町轟 80-2
- ▽戸数：1戸
- ▽建設：平成14年度
- ▽間取り：3LDK
- ▽設備：3点給湯設備あり

森本住宅

- ▽所在：竹野町森本 514-21
- ▽戸数：1戸
- ▽建設：平成3年度
- ▽間取り：3LDK
- ▽設備：3点給湯設備あり



家賃 23,100円～

「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」の申込期限が迫っています。

期限を過ぎると、給付金を受給できません。申込みがまだの方は期限までに申請書を提出してください。

※給付金受給の可能性がある方には、すでに申請書を送付していただきますので、確認してください。

●臨時福祉給付金

・申込期限 12月17日

(水)

※郵送の場合は当日消印有効

・支給対象者 平成26年度分の市民税(均等割)が課税されていない方(課税されている方の被扶養者や生活保護を受けている方は除きます。)

・申込み・問合せ 総務課行政係

☎21-9068 または各支所市民福祉係

「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」申請してください

●子育て世帯臨時特例給付金
・申込期限 12月2日(火)
※郵送の場合は当日消印有効

・支給対象者 平成26年1月の児童手当受給者で、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方(支給対象児童が臨時福祉給付金の対象である場合や生活保護を受けている方は除きます。)

※公務員は、勤務先から配布される「児童手当受給証明書」と申請書を提出してください。

●申込み・問合せ

・市民課市民係

☎21-9015 または各支所市民福祉係

注意

税法上の扶養主がなく、住民税の申告も行っていない場合、給付金支給・不支給の判定ができません。申込みに当たっては、必ず住民税申告を済ませてください。

給付金支給後、住民税の課税・非課税の変更があった場合、給付金を返還していただく場合があります。



「あなたの勇気が子どもを救う」
11月は児童虐待防止推進月間です

■虐待から子どもを守りましょう！
虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときには、ためらわずに市の窓口やこども家庭センターに連絡(通告)してください。(児童福祉法25条、児童虐待防止法6条)

※「虐待を受けた児童」はもちろん「虐待を受けたと思われる児童(虐待の疑い)」も対象です。

※調査の結果、たとえ虐待の事実がないと分かっていても、そのことで責任を問われることはありません。

※匿名でもかまいません。連絡者や連絡内容の秘密は守られます。(児童虐待防止法7条)

※児童虐待の通告は、守秘義務の違反になりません。(児童虐待防止法6条)

虐待を見つけたら
↓
通告しましょう

■児童虐待とは？
18歳未満の子どもの次のような行為を行うことです。

【心理的虐待】言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう。

【ネグレクト】家に閉じ込める。食事を与えない、ひどく不潔にする。病気になっても病院を受診させない。

【性的虐待】子どもへの性的行為、性的行為を見せる。ポルノグラフィの被写体にする。

【身体的虐待】殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる。

■虐待のサイン(見逃さないで！)
・不自然な傷や、打撲の跡
・おどおどしている
・着衣や髪の毛がいつも汚れている
・親を避けようとする
・表情が乏しい

■相談・連絡先
○こども育成課こども家庭相談係 ☎21-90003
○兵庫県豊岡こども家庭センター ☎22-4314
○児童虐待24時間ホットライン(夜間・休日) ☎22-9119

○全国共通ダイヤル ☎0570-064-000

■身近な子育て相談窓口
地域の子育てセンターや保育所、幼稚園、民生委員・児童委員からも、子育てのアドバイスが受けられます。

ためらわず 知らせてつなぐ 命の輪

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。

厚生労働省